

# 広島修道大学認証系システム利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学(以下「本学」という。)における情報セキュリティの確保及び認証連携サービスの円滑な利用に資するために、本学情報センターの管理する認証系システムの利用に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における認証系システムは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) サーバーのうち、利用者を識別するための仕組みがその機能として稼動しているもの
- (2) ネットワーク機器のうち、利用者を識別するための仕組みがその機能として稼動しているもの

2 認証サーバーとは、前項第1号に規定するもののうち、利用者の氏名、ユーザー名、パスワード、電子メールアドレス等の情報(以下、「利用者情報」という。)を一元管理しているもの、認証連携サーバーとは、当該認証サーバーを利用することにより、サービスを提供することができるものをいう。

(利用者の範囲)

第3条 認証連携サーバーを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員
- (2) 情報センター長(以下、「センター長」という。)が許可する者

(認証連携サーバーの許可申請)

第4条 認証連携サーバーを導入又は構築する者は、所定の申請書をセンター長に提出し、その許可を得なければならない。

2 センター長は、前項の申請書が提出されたとき、情報センター委員会の意見を聴取し、許可又は不許可を決定するものとする。

(利用者情報の提供)

第5条 利用者は、認証サーバーが保持する当該利用者の利用者情報の一部を当該認証連携サーバーに提供することに同意するものとみなす。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自己の利用者情報の一部又はすべてを他の利用者又は第三者に利用させること。
- (2) 他の利用者の利用者情報の一部又はすべてを自己の利用者情報として利用すること。
- (3) 他の利用者に対し迷惑を与えること。
- (4) 学内又は学外のネットワークに支障をきたすこと。
- (5) 法令及び本学諸規定に違反する利用を行うこと。
- (6) その他、センター長の指示に反する利用を行うこと。

2 利用者は、センター長の指示する方法により、認証系システムを利用するものとする。

3 センター長は、前項の利用方法を変更する必要がある場合、利用者に事前の告知を行い、これを実施するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(システム、サービスの一時停止)

第7条 センター長は、情報セキュリティの脆弱性がある場合、その修復に必要な期間、認証系システムの全部又は一部のサービスを停止することができる。この場合、緊急を要する場合を除き、事前に利用者にその旨を告知するものとする。

2 センター長は、情報セキュリティの危険が切迫している場合、利用者に事前の告知をすることなく、直ちに認証系システムの全部又は一部を停止することができる。

(事務担当)

第8条 この規程に関する事務は、情報システム課が担当する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、2017年3月1日に制定し、2017年4月1日から施行する。なお、施行日前に導入又は構築している認証連携サーバーについては、第4条により許可されたものとみなす。

第4条関係

年 月 日

## 認証連携サーバー申請書

広島修道大学情報センター長 様

所 属

氏 名

内 線

広島修道大学認証系システム利用規程第4条に基づき、認証サーバーとの連携を申請いたします。

URL	
設置場所（機関名）	
サーバーOS	
Web アプリケーション	
提供するサービス内容	
管理者	氏名 TEL

-----  
以下情報センター記述欄

情報センター長	担当者	受付者	受付年月日
備考			

年 月 日  
管理番号

## 認証連携サーバー許可書

様

広島修道大学情報センター長

年 月 日付で申請のありました、認証連携サーバーを許可いたしました  
のでお知らせいたします。